

京都府立医科大学における成績に対する確認に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、京都府立医科大学の学士課程、修士課程、博士課程に在籍する学生（以下「学生」という。）が履修する全ての科目について、その成績に対する確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(成績に対する確認)

第2条 学生は、自身の成績に対して確認すべき事項がある場合は、教育支援課（医学科第1学年においては教育支援課下鴨事務室。以下同じ。）を通じて、授業担当教員に別に定める「成績に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出することにより、確認することができるものとする。

(確認依頼受付期間)

第3条 前条による確認依頼の受付期間は、成績開示日の翌日から起算して、原則として7日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項及び第4条1項において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に卒業又は修了の判定対象者であり、確認を行おうとする成績が卒業又は修了の判定に関わる場合及び3月1日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績開示日の翌日から起算して、原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第4条 第2条第1項による確認依頼を受けた授業担当教員は、教育支援課を通じて確認書を受理した日の翌日から起算して、原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答に当たっては、教育支援課を通じて、当該学生に、「成績確認に対する回答書」により確認結果を回答するものとする。ただし、授業担当教員の判断により、直接当該学生に確認結果を回答することができる。この場合において、当該授業担当教員は、回答内容及び回答日を教育支援課に通知しなければならない。

3 第1項の回答に当たっては、授業担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、授業担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、教育支援課に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は令和7年4月1日から施行する。